

事務連絡
令和6年7月2日

神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金申請事業者 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金における過誤調整等の
対応期間について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金（以下「交付金」という。）については、令和6年2月から5月までを対象期間としているところですが、交付額算定にあたっての過誤調整等について改めてお知らせします。

交付額は「一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数）」により算定されますが、次の点にご留意ください。

- （1） 令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）
- （2） 介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。
- （3） その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月の神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が指定する期日までに受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。なお、過誤調整について、事業者は市町村へ提出するため、具体的な提出期限については、市町村に確認すること。

【過誤調整の場合】

| 過誤の発生時期 | 受付時期 | 交付金算定への反映 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|
| 令和6年7月末日までに発生した過誤 | 令和6年8月の市町村が指定する期日までに受け付けられたもの（国保連が8月14日（一部は8月13日）までに受け付けるもの） | 反映させる |
| | 令和6年9月以降に受け付けられたもの | 反映させない |

【月遅れ請求の場合】

| 国保連の受付時期 | 交付金算定への反映 |
|--------------------|-----------|
| 令和6年8月10日までに国保連が受付 | 反映させる |
| 令和6年9月以降に国保連が受付 | 反映させない |

【交付要綱等掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

→ 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金（交付金）

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=19&id=90852>

問合せ先

<本事務連絡に関する事>

神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金コールセンター

電話番号 (050)3092-9354

(受付時間 9:30~17:00 平日のみ)

<賃金改善の方法、本事業の制度に関する事>

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター

電話番号 (050)3733-0222

(受付時間 9:00~18:00 土日含む)